

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十四第

行發日一月三年二十和昭

論叢

賣上税の課税方法

法學博士 神戸正雄

國民生命史觀

經濟學博士 石川興二

貸借對照表の問題

經濟學博士 蜷川虎三

時論

輸入統制の目的

經濟學博士 谷口吉彦

研究

國際的再保險と爲替相場の變動

經濟學士 佐波宣平

シユラーの保護貿易論

經濟學士 岡倉伯士

ミッダルの貨幣論について

經濟學士 服部新一

說苑

土地利用組合に關する一資料

經濟學博士 八木芳之助

スタハノフ運動

經濟學士 大塚一朗

農民の税外負擔

經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

國際的再保險と爲替相場の變動

——最近に於ける元受貨幣再保險の傾向——

佐 波 宣 平

一、本問題の概観

世界大戰前に於ては、爲替相場の問題は國際的再保險取引に於て重大な困難を殆んど惹起さなかつた。當時に於ては、元受保險貨幣と異なる貨幣をもつて再保險するといふ場合に於ても、例へば、保險金・保險料等に關する計算を每四半年季に行ひ兩貨幣の換算率として各四半年季最終日に於ける一定の爲替相場を用ひたにも拘らず、その處理については殆んど困難な問題が発生しなかつた。蓋し、當時の爲替相場の變動が比較的小さかつたに、たとひ爲替相場の關係で或る場合に差損 (weniger) が生じてもそれが他の場合に於ける差益 (mehr) と大體に於て相殺され得るといふ状態であつたが故である。即ち、爲替換算率協定が國際的再保險に於ける爲替問題の殆んどすべてを解決して呉れてゐた。ところが、大戰後、諸國に於ける貨幣制度の混亂・インフレーションの出現

1) 2) Moldenhauer, P., Rückversicherungsvertrag (Manes, Versicherungslexikon, 1930. Sp. 1333)

等のために、爲替相場の問題は、他の一般的國際商取引に於けると同じやうに、國際的再保險の取引に於ても多くの重大な困難を發生せしめた。それ以前に於ては、保險に關して貨幣價值の變動が問題になるとすれば、一般に人々の間には保險の目的または被保險利益の價格騰落より起る危険だけが考へられたものであるが、いまや、それだけでなく、保險者または保險契約者が夫々支拂ふ保險金または保險料に於ける貨幣價值の變動といふことが新しい重大な問題となつて來たのである。³⁾而して、これは貨幣制度を異にする國々の間に行はれる再保險取引に於て特に著しく複雑困難な姿をとつて現はれた。吾々はその最も典型的なものとしてドイツ・インフラテオン時代に頻發したる次の如き例を擧げることが出来る。或るドイツ保險會社は、外國貨幣例へばスイス・フランにて元受契約をなし、これをその元受貨幣でなくしてマルクで再保險に出した。そこへマルクの暴落が來た。そしてそのマルク暴落のとき當該物件につき保險事故が發生した。これがために、そのドイツ保險會社は殆んど價值なきマルク再保險金しか受取り得ないのに、他方、元受保險者には殆んど價值變動なきスイス・フランにて支拂はなければならなかつた。このやうな仕方にて、多數のドイツ保險會社は非常な損害を蒙り名狀すべからざる混亂に陥つたものである。

そこで、人々はこの貨幣的混亂より國際的再保險を救済する方法を見出さねばならなかつた。而して、其處にはたゞ一つの可能的最善の方法が残されてゐた。元受貨幣と同一の貨幣にて再保險するといふ方法、これであつた。⁴⁾尤もこの元受貨幣再保險方法は大戰前に於ても或る保險部門について時々行はれてゐたものでもあるが、いまや、人々は、爲替相場の變動に關して起る多くの困難を防止するために、特に好んで、元受貨幣といふ基礎の

- 3) Ehrenberg, V., Rückversicherung und Valutaproblem, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, Bd. 24, S. 177.
- 4) Patzig, A., Versicherungsbetriebslehre, 1925, S. 259, 260.
- 5) Andreoli, E., Über die Bedeutung der Währungsprobleme in der Versicherung und Rückversicherung, Assekuranz-Jahrbuch, Bd. 51, S. 187, 192; Ehrenberg, V., a. a. O., S. 177, 184.

上に再保険取引をしやうとするに至つた⁶⁾。そして、その後には於て打ちつゞく貨幣的混亂を經過するうちに、この方法は遂に今日では國際的再保險に於ける殆んど一般的傾向にまで發展してゐる⁷⁾。我が國に於ても、その例に洩れず、昭和六年九月イギリス金本位制停止によつて苦き經驗を嘗めさせられたる後は、國際的再保險取引に於てこの元受貨幣再保險の傾向が一般的とまでなつてゐる。

以上が、國際的再保險取引に於ける爲替相場の問題に關する史的概観である。ところで、本稿はこれについて何を取扱ふかといへば、先づ最初に、本問題の史的發展に於ける第一段階ともいふべき「元受貨幣と再保貨幣と異なる再保險方法」についてその特質並びにそれに内在する困難について考證し、次いで、現段階たる「元受貨幣による再保險方法」について、その特質従つてそれが今日國際的再保險に於て一般的傾向たらんとする所以を究め、更にこの方法になほ伴ふところの幾多の缺陷を指摘し考察し、最後に、かやうな保險技術をして前段階より現段階を辿らしめたる根本的な經濟原因について考へて見やうとするのである。

二、本問題考察の順序

上に述べたるが如く、國際的再保險は、それに用ひられる貨幣が元受保險契約に於ける貨幣であるか否かによつて、先づ、二つに大別される。即ち、「元受貨幣と再保貨幣と異なる場合の再保險」と「元受貨幣をもつてする再保險」との二つがこれである。而して、前者は、更に便宜上、(1)兩貨幣間に爲替換算率協定の存する場合と(2)然らざる場合とに分つて考へることが出来る。

6) Cruciger, G., Die Praxis der Rückversicherung, 1926, S. 60.
7) Herrmannsdorfer, F., Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927, S. 139; Andreoli, E., a. a. O., S. 192; Cruciger, G., a. a. O., S. 137.

國際的再保險

元受貨幣と再保貨幣と異なる場合の再保險 〔兩貨幣の間に爲替換算率協定の存する場合
兩貨幣の間に爲替換算率協定の存せざる場合〕
元受貨幣と再保貨幣と同一なる場合の再保險

研究の順序として、私は、先づ元受貨幣と再保險貨幣と異なる場合の再保險について、次いで兩貨幣の同一なる場合の再保險について考察したい。蓋し、かくすることは、歴史的發展過程の順序に従ふて考察することを意味し、従つて、讀者の理解を容易ならしむるために當然採るべき研究の順序であるからである。なほ本論に入るまへにこゝで用ふる特殊の用語について若干の説明を施して置きたい。

こゝで、元受貨幣 (Erstversicherungswährung; Grundwährung; Originalwährung; Heimatwährung) と云ふのは正確には元受保險に於ける貨幣 (Währung in der Erstversicherung) のことである。即ち、元受保險契約に於て保險金・保險料等を表示する金額の單位として定められたる貨幣名稱である。併し、これは必ずしも常に元受保險者の所屬する國の貨幣 (Landeswährung des Erstversicherers) であるとは限らない。元受貨幣として、元受保險者の國の貨幣以外の貨幣例へば再保險者の國の貨幣または第三國の貨幣が用ひられることは吾々の屢々見るところである。同様のことは再保貨幣 (Rückversicherungswährung) についても言ひ得らる。これも正確には再保險契約に於ける貨幣のことであつて、再保貨幣必ずしも常に再保險者の所屬する國の貨幣であるとは限らない。人々は屢々これらを混同し謬り用ひてゐる。特に讀者の注意を要するところである。

三、元受貨幣と再保貨幣と異なる場合の再保險

(a) 爲替換算率協定の存する場合 元受貨幣と再保貨幣とが異なる場合、例へば圓にて元受したる保険の全部

または一部を磅にて再保険するといふ場合には、一般には兩貨幣間に換算率の協定がなされる。いま、かやうな場合に普通に行はれる實務によれば、再保険すべく定まりたる元受貨幣表示の再保険金額及び再保険料は再保険契約締結日の一定爲替相場によつて、再保貨幣に換算せられる。而して、再保険金または損害填補金の支拂については、常にあらゆる場合に於て、かやうに再保険契約の締結に際して再保険金額の換算のために用ひられたる爲替相場が兩貨幣換算率として適用さるべく協定される。かくして、この協定爲替換算率は當該契約に於ける主要部分を構成することとなり、實際問題に於て次の如く、當事者の計算に決定的重要性をもつのである。

或る保険者が一二五、〇〇〇スイス・フランの元受保険を引受け、このうちの一割即ち一二、五〇〇スイス・フランを自社保有となし、残りの九割一一二、五〇〇スイス・フランをマルクにて再保険した。この場合、爲替換算率として一二五スイス・フランは一〇〇マルクであると協定された。従つて、再保険金額は九〇、〇〇〇マルクであつた。ところが、その後爲替市場に於てはスイス・フランの上騰、マルクの下落が起り、一二五スイス・フランが一、〇〇〇マルクとなつた。そして、丁度そのとき當該物件に全損が発生した。この場合、再保険者の填補額如何といふに九〇、〇〇〇マルクである。蓋し、現實の爲替市場に於ては、マルクはスイス・フランに對して十分の一に下落したのであるけれども、それとは一應無關係に、豫め特約されたる爲替換算率に従つて填補金が算出されなければならぬからである。いふまでもなく、この九〇、〇〇〇マルクは再保険金額一二、五〇〇スイス・フランが協定換算率によつて換算されたる額である。

かやうにして、換算率協定の存する場合に於ては、これが當該契約に於ける兩貨幣間の計算に關して支配的役割を有し、従つて、再保険金または損害填補額の算出それ自體に關する限り、少しも問題はないのである。併し、これは、明に、元受保険者の事業をして保険關係以外の要素即ち爲替危険に曝することとなる。而して、この危険

1) Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 139.
2) Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 140, 141.

といへども、既に述べたる如く、爲替相場の變動の比較的小なる場合には大して問題はないけれども、その振幅が著しいときには、屢々元受保険者の事業をして危殆に頻せしめる。例へば、右の設例に於て、

(1) もし爲替相場の變動なしとすれば

元受保険契約者への填補……………一二五、〇〇〇 スイス・フラン

再保険者よりの再保険金……………(九〇、〇〇〇マルク)……………一一二、五〇〇 "

元受保険者の負擔額……………差引 一二、五〇〇 "

(2) マルクが十分の一に下落したとすれば

元受保険契約者への填補……………一二五、〇〇〇 スイス・フラン

再保険者よりの再保険金……………(九〇、〇〇〇マルク)……………一一、二五〇 "

元受保険者の負擔額……………差引一一三、七五〇 "

となり、元受保険者は(1)の場合に比べて九・一倍の負擔をしなければならぬことになる。³⁾尤も、他方に於て、マルクの上騰、スイス・フランの下落する場合もあり、よつて、元受保険者が意外の利得を受ける機会もあるから、爲替變動が常に元受保険者をして損失を蒙らしむるわけではない。が併し、爲替變動の激しいときには、この爲替上の相殺は必ずしも都合よく展開すると限らない。打ちつゞく爲替損失にひどく撃れて反對の利得機会を待ち得ずして破産するに至る。保険事業の健全なる發達のためには、填補金額の計算に關する限り、固有の保險關係の外に立つ要素よりの影響は努めてこれを避けなければならぬ。これは古來よりの保險原則である。

3) Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 141.

以上の如く、爲替換算率協定の存する場合には、支拂保險金額または填補金額の計算それ自體については全く問題がないけれども、爲替相場の變動が當事者即ち元受保險者の側に及ぼす不測の影響のために幾多の困難が生じて来る。これは世界大戰後の各國貨幣制度の混亂時代に於て特に著しく、かくして、これより漸次一つの新しい發展が元受保險者の要求によつて起つて來たのである。

(b) 爲替換算率協定の存せざる場合 右に述べたるは國際的再保險に於て異なる貨幣間に爲替換算率協定が存在してゐた場合である。これに於ては支拂保險金額または填補金額の算出それ自體については少しも困難は起らなかつたのである。ところが、爲替換算率について豫め明文の協定がない場合には、爲替リスクの影響に關する根本的問題以外に、更に、支拂保險金額または填補金額それ自體の算出について厄介困難な問題が発生する。以下、これに關して先づ實際例¹⁾を掲げこの場合如何に處理すべきか考察を進めることゝしやう。

一九一八年、ポルトガルの一保險會社が九〇、三五〇エスクドにて積荷保險を元受した。そして、そのうち五二、五一〇エスクドをロンドンに再保險しやうとした。併し、ロンドン保險市場よりはポルトガル貨幣は非常に變動し易いからエスクド貨表示の保險は引受けない旨の通知があつた。そこで、この元受保險會社は爲替危險は自分で負擔し磅貨表示で再保險するより外仕方がなかつた。而して、そのときの爲替相場によれば、五二、五一〇エスクドは六、四七〇磅であつた。かくして再保險金額は六、四七〇磅と決定され、ロンドン再保險會社より保險證券が發行された。だが、その保險證券には採用さるべき爲替換算率については何等の約定もなかつた。それは一個の純粹なる磅貨保險 (eine reine Pfundversicherung) の狀を呈してゐた。その後、該保險物件に共同海損が発生し、海損精算書はエスクドにてなされ、該元受保險者の海損分擔額は五、八五〇エスクドと決定された。そこで、この元受保險者は次の計算に従つて四一八、一九磅の損害填補請求をロンドン再保險者に對して發した。

元受保險額……………	九〇、三五〇	エスクド
再保險額……………	六、四七〇	磅 (五二、五一〇 エスクド)

1) Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 139 ff.; Cruciger, G., a. a. O., S. 61 ff. Ehrenberg, V., a. a. O., S. 178 ff.

再保險割合……………52,510
90,350

元受保險者の海損分擔額……………

五、八五〇 エスクド

再保險者の填補すべき額……………

5,850 × $\frac{52,510}{90,350}$ = 3,390 エスクド

再保險契約締結當時の爲替相場に従つて、

$52,510 \times \frac{52,510}{90,350} = 3,390$; $x = 418.19$ 磅

しかるに、ロンドン再保險者はこの填補請求を拒絶し、填補金支拂日に於ける爲替相場によりて三、三九〇エスクドに相當する磅額即ち三四磅を支拂ひ度いと言ひ、その理由として次の如く主張した。「元受保險者はたゞエスクド貨幣表示の損害 (Esterbeschaden) を被つてゐるに過ぎない。従つて今日これに相當する額を磅で (三四磅) 請求すべきである。もし然らざるときは元受保險者は損害の發生によつて却つて利得することとなる。併し、「保險は如何なる場合に於ても保險契約者 (再保險契約者) の利得になるやう處理さるべからず」とは保險の至上原則である。これに背反する填補請求は斷じて承認され得ない。」

一見したるところ、ロンドン再保險者たちの主張が正しいかのやうに思はれる。併し乍ら、吾々は彼等がこの意見に賛同することは出来ない。もともと、この再保險はエスクドにてロンドンへ申込まれたのである。ところが、彼等はエスクドによる引受を拒絶した。それは彼等がエスクドの爲替危険を負擔したくないからであつた。だからして、彼等が、いまや、自分達はエスクドに於てのみ責任をもつべきであるといふ根據に立つことは出来ない。何となれば、これは明かに彼等が拒絶したる爲替危険に参加することを前提としてゐるからである。もし爲替相場の動きが反對を示したであらうならば (即ち、磅が下落し、またはエスクドが上騰したであらうならば)、彼等は疑ひもなく彼等の損害填補額 (四一八、一九磅) 以上を支拂ふべしとの要求を刎ね突けるであらう。²⁾ よつて彼等はエスクド爲替相場が少しも動かないでゐた場合と同じやうに處理しなければならない。即ち、彼等は四一八、一九磅を支拂はなければならぬ。³⁾

2) Cruciger, G., a. a. O., S. 62.
3) 4) Ehrenberg, V., a. a. O., S. 178.

尤も、この見解に従へば、元受保険者を利得せしめる結果とはなる。即ち、再保険者よりの支拂再保険金四一八、一九磅と元受保険者填補額(自社保有額に相當する部分は控除す)三四磅との差額が元受保険者の利得となる。併し、これは反對にエスクド貨幣が上騰したる場合にその差額が損失として元受保険者の負擔となると同様である。「苦杯を嘗めたる者また美杯を嘗む。美杯を嘗めたる者また苦杯を嘗む。」これは正義の嚴命である。⁵⁾

而して、こゝで注意すべきは、この場合の元受保険者の利得が固有の保險事業危険の不必然的隨伴現象の偶然なる結果 (die Frucht einer unntigen Begleiterscheinung der eigentlichen Assekuranzgefahr) として獲得されることである。⁵⁾ 即ち、それが保險事故の發生によつて必然的に獲得されるものではなくして元受貨幣の下落といふ他の要素を通して偶然に取得されるといふことである。これと同種の問題につき、且つ、こゝに掲げたと全く同じ型の係争に關して、セーヌ裁判所は、一九二三年十二月十四日、次の如き判決を與へてゐる。⁶⁾

「被告(イギリス再保險會社)ハ原告(フランス元受保險會社)ニ對シ保險料ノ點ニツイテモ損害填補金ノ點ニツイテモ一ツノ貨幣操作 (Währungsoperation) ヲ強制シタノデアル。コノコトヨリ生ズル責任ハ原告ノ負擔トシテ、本保險契約ノウチ第二ノ契約ヲ構成セシメル。ソノ結果、二ツノ異リタル契約ガ本契約ノ締結ト共ニ有效ニ成立シテキル。即チ、再保險契約ト爲替契約トガコレデアル。併シ、コレラ二ツノ契約ハソノ性質(Charakter) 並ビニソノ效果 (Tingewalt) ニ關シテコレヲ注意深ク別々ニ取扱ハネバナラヌ。カクシテ、爲替契約ハ、被告ヲ爲替變動ノ危險カラ護ルベク、被告ノタメニ且ツ被告ノ意思ヲ以テ締結サレタノデアル。從ツテ、爲替變動上ノ危險ハ原告ノ負擔スルトコロトナル。トコロデ、コノ故ニ、イマヤ、或ル利益ガ原告ニ生ズルトセバ、ソレハ再保險契約カラデハナクテ、爲替契約——保險證券ノ條件ニモ保險法ノ原則ニモ何等ノ關係ヲモタナイトコロノ——カラ生ズルノデアル。ヨツテ、磅ガ被告ノ支拂義務ノタメノ決定的貨幣トシテ採用サレナケレバナラヌ。」

この甚だ的確なる判決によつて明かな如く、この場合の元受保険者の利得は保險契約からではなくしてそれと

5) Ehrenberg, V., a. a. O., S. 179.

6) Cruciger, G., a. a. O., S. 63.

は全く別個な契約たる爲替契約から生じたものである。従つて、こゝで、元受保険者が利得するとも、それは先きに掲げた保険原則と何等矛盾抵触するものでないと言はなければならぬ。

要するにこの場合の處理について吾々の到達し得る結論は、たとへ再保険契約に於て異なる貨幣間に適用すべき換算率協定が明文をもつて存在せずとも、當該保険契約及び他の客觀的條件例へば契約締結の際に於ける當事者の意思等を檢照することによつて、この場合に妥當すべき爲替換算率を求むべきであるといふことである。⁷⁾

私は、本問題については、クルシガア、エーレンベルヒ、モルデンハウア等⁸⁾にも、右の如き見解をとるものである。が併し、この見解が今日必ずしも決定的なものととして一般に承認されてゐるわけではない。事實、判例も文献もそれぞれ相異なる考へを示してゐる状態である。⁹⁾例へば、ドイツに於ける再保険論の權威ヘルマンズドルファの如き次の如く主張する。こゝに、讀者の参考のために彼の意見を掲げて置く。¹⁰⁾(私はこの意見に賛同し得ない。蓋し、こゝでは損害の程度といふことが全く無視されてゐるからである。)

「爲替換算率の協定されざる場合がある。これはたゞ單に特別再保険に於てのみならずより屢々繼續的再保険に於て起り得る。而して、この問題の判定のためには、再保険は、損害保険として、發生したる損害をば、——財産喪失(Vermögensfall)は支拂填補金によつて埋合はされるといふ立前により、填補すべきであるとの考へ方から出發しなければならぬ。この故に、兩貨幣間の換算率が協定されなるときに於ては、再保険者は總損害額と元受保険者保有部分との差額に相當する額を彼の引受額に應じて換算貨幣にて支拂はなければならぬ。併し乍ら、再保険者の給付責任は常に再保険金額を限度とする。彼の自國貨幣によつて表示されたる再保険金額を超えては彼は填補責任を負はない。

例へば、爲替相場一二五スイス・フランⅡ一〇〇マルクのととき左の再保険契約がマルク表示にて締結された。

元受保険金額……………一二五、〇〇〇 スイス・フラン

元受保険者保有額……………一二、五〇〇 〆

再保険金額……………九〇、〇〇〇 マルク (一二二、五〇〇 スイス・フラン)

(a) とところが、その後、爲替相場が變動し一二五スイス・フランⅡ五〇〇マルクとなり、このとき該物件に二五、〇〇〇スイ

7) Ehrenberg, V., a. a. O., S. 182.

8) 9) Moldenhauer, P., a. a. O., Sp. 1333.

10) Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 141 ff.

ス・フランの分損(分損割合二〇%)が発生した。この場合の再保険者の填補支拂額如何といふに、最初に引受けたる再保険金額を支拂はなければならぬ。何んとなれば、

元受保険者の保険契約者への支拂填補額……………二五、〇〇〇 スイス・フラン

元受保険者保有額に對する填補額……………二、五〇〇

差引……………二二、五〇〇

となり、このときの爲替相場によれば二二、五〇〇スイス・フランは丁度九〇・〇〇〇マルクとなるが故である。

(b) 次に、同じく二〇%の分損が爲替相場一二五スイス・フラン＝六〇〇マルクの時発生したとする。この場合に於ける再保険者の填補額如何といふに、(a)の場合と同じく再保険金額九〇、〇〇〇マルクである。再保険者はこれ以上を支拂ふ必要はない。何んとなれば、(a)の場合と同じく、元受保険者の保険契約者への填補額から自社保有部分に對する填補額を差引いた額は二二、五〇〇スイス・フランである。しかるに、このときの爲替相場によれば二二、五〇〇スイス・フランは一〇、八〇〇マルクとなる。これは再保険金額を超過する。再保険金額は再保険者の填補責任額の最大限度である。彼はこれ以上を給付する要はない。従つて、超部過分一、八〇〇マルク(三七五スイス・フラン)は元受保険者の負擔となる。

ところで、以上は單に爲替換算率を何に求めるかといふ一應の問題に過ぎない。吾々にとつてより重大なる關心事は、元受貨幣と再保貨幣とが異るときには、爲替換算率協定があるにしてもないにしても、常に元受保険者の上のみ爲替危険がふりかゝるといふこと¹¹⁾これである。そして、既に度々述べたやうに、この危険は爲替相場變動の激しいときほど大である。このときには、もはや或る場合の爲替損は他の場合の爲替益と相殺され得るなどと言つて居られない。爲替危険のみが屢々容易に保険業を破産せしめる。従つて、保険業としてはその健全なる發達のために是非ともこの危険より脱する方策を講じなければならぬ。そこで、吾々は、この爲替危険よりの救濟手段とせらるゝ次の發展的方法について考察しなければならぬ。

11) Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 140. ff.

四、元受貨幣と再保貨幣とが同一なる場合の再保險

先づ最初に、元受貨幣と再保貨幣とが同一なる再保險即ち元受貨幣再保險 (Rückversicherung in der Erstversicherung; Homogeschäft) とは何であるかについて、それが行はるゝ具體の場合を説明しやう。

元受貨幣再保險は、使用貨幣の區別に従つて、これを (1) 保險貨幣として元受保險者の國の貨幣を用ひる場合と (2) 再保險者の國の貨幣を用ひる場合と (3) 第三國の貨幣を用ひる場合との三つに分つことが出来る。いふまでもなく、これらのうち最も普通または典型的なるは (1) である。一般に保險者が自國に於て元受する保險の大部分は自國貨幣表示である。従つて、この自國貨幣表示のまゝにてその元受額の全部または一部を再保險する場合が元受貨幣再保險として最も通常のものであることは容易に理解される事柄である。(2) の場合は、他國の再保險市場に於ける取扱の便宜のために最初より特に當該再保險者國の貨幣表示にて元受をなしこれを再保險する場合である。例へば、我が國に於てロンドン再保の船體保險の元受をも磅建とするが如きこれである。(3) の場合は輸出貨物の海上保險について普通に行はれる。いま、我が國に關していへば、輸出貨物はその仕向地によつてそれぞれインヴォイス値段の表示貨幣を異にする。(但し、東洋・南洋諸國を仕向地とするときは屢々圓建である。) 而して、多くの場合、保險貨幣はインヴォイス値段表示貨幣と同一である。従つて、輸出貨物の元受貨幣は種々多様の外國貨幣であり得る。ところが、元受保險者の取引する外國再保險市場は若干に限られてゐる。そこで、元受貨幣表示のまゝにて再保險するとき、元受保險者の國の貨幣でも再保險者の國の貨幣でもなきところの第三國

の貨幣による再保險が成立する。例へば、アメリカ行輸出貨物の元受保險を弗で引受けこの弗のまゝにてロンドンへ再保險するといふ如き場合であつて、海上貨物には日常頻繁に行はれるところである。以上が元受貨幣再保險に於ける三態様である。併し、これら三つは本問題に關して本質的區別を示すものではない。従つて、以下の考察に於ては、これら各々を別個に取扱はず元受貨幣再保險一般について批判を與へる。

さて、この元受貨幣再保險が何故に爲替危險の除去手段として用ひられるかといふに、その回答は一應比較的簡單である。元受貨幣再保險に於ては保險貨幣はたゞ一つであり、この意味に於て、これを同一國內に於ける自國貨幣再保險と相等しいと見做すことが出來、従つて、そこにはもはや爲替危險の生じ得る餘地はなく、たゞ單純なる保險危險 (das reine Versicherungsisiko) だけが残り得るに過ぎない、と一應考へることが出來るからである。かくして、元受貨幣再保險は「唯一の正しきもの」¹⁾ または「貨幣的紛糾を豫防する唯一の手段」²⁾ と推賞されるに至り、いまや、この方法が國際的再保險に於ける殆んど一般的傾向とまでなり來たつてゐる。

併し、吾々は徒に賞讚の聲にのみ酔ふてはならない。これを靜に檢討する餘裕をもたなくてはならぬ。

元受貨幣再保險はその保險貨幣をたゞ一つにのみ限るところにその特徴を有する。従つて、この特徴を捨てるときそれは直ちに自らの存在理由を失ふ。それ故、エーレンベルヒは「理論上、元受貨幣再保險の處理に於て、唯一の正當なることは當該契約の計算を終始、元受貨幣のみにて行ふといふことである」³⁾ と言ふ。正にその通りである。併し、理論的にまた實際的處理に於て果してかやうに元受貨幣のみに終始固執し得るであらうか。吾々の考察を要するところである。

1) Cruciger, G., a. a. O., S. 60.
2) Ehrenberg, V., a. a. O., S. 184.
3) Andreoli, E., a. a. O., S. 192.
4) Ehrenberg, V., a. a. O., S. 177.

保險は、その根本に於て、大數に依據する事業 (Massengeschäft) である。保險は充分に多數の保險物件を集め得て始めて一定の成果への豫測のもとに運営され得る。ところで、いま、取扱ふ保險物件の契約貨幣が多數に分たれるときには、收入保険料または保險準備金は個々の多數の貨幣に區分され、従つて、大數法則の適用は、完全なる意味に於ては、同一貨幣表示の物件群にしか當てはまり得なくなる。蓋し、或る貨幣表示群に於ける支出が同一群の收入では賄へなくなり他の貨幣表示群に於ける收入より補填されざるを得なくなるや否や、そこに、兩貨幣間に起ると考へられ得る爲替危険が作用して來るからである。大數法則が爲替危険によつてその完全な適用性を攪亂されるのである。このことは引受くる保險物件が多數の貨幣に小さく區分されるればされる程益々著しくなつて來る。而して、この危険は元受保險者・再保險者とともに襲ふものであるが、元受保險貨幣再保險の場合に於ては特に再保險者をこの危険に著しく曝すことになる。

次に、元受貨幣再保險の處理に於て終始元受貨幣にのみ固執するといふ場合には、取扱ふ保險貨幣が種々様となり、従つて、再保險者としてはそれだけ多數の勘定を別々に設けなければならず、こゝに會計技術上甚だしく大なる困難を伴ふことになる。⁵⁾これは世界大戰後獨立したる多數の新興國が自國の誇りのために自國元受貨幣を再保貨幣として用ふる傾向に於て殊に著しく、例へば、大再保險會社に於ては、六十乃至七十の異りたる貨幣勘定 (Währungskonten) をもつことが決して珍しくないと言ふのである。⁶⁾これは爲替換算率協定に依つて自國貨幣を用ひてゐた時代の再保險者が殆んど想像し得ざる困難であつた。吾々はこゝに元受貨幣再保險に伴ふ重大な技術的困難を見出す。

5) Andreoli, E., a. a. O., S. 183.
 6) Cruciger, G., a. a. O., S. 60, 61.
 7) Cruciger, G., a. a. O., S. 136, 137.
 8) Cruciger, G., a. a. O., S. 63.

更に、吾々は自社保有限度の決定といふ點から元受貨幣再保險に於ける爲替危険について考察しやう。この問題は比例的再保險の行はるゝ場合には何等の困難も生じない。⁹⁾ 蓋し、如何に元受貨幣が種々異るとするも自社保有額は常に一定比率によつて決定され得るからである。ところが、超過額再保險の採らるゝ場合には事情は大に異らざるを得ない。¹⁰⁾ 例へば、同一船舶に積込まるゝ多數の積荷が種類・仕向地・保險貨幣を異にし同一元受保險者によつて引受けられんとするとき、——これら多數の積荷は one block で one risk に曝されてゐると言へる——これを超過額再保險に依るとすれば、これらにつき自社保有限度は如何にして定められ得るか。それぞれ異なる保險貨幣のまゝにては超過額(overage)は算定され得ない。或る統一貨幣(Uniformity)に換算するといふ操作をとらなければならぬ。¹¹⁾ 而して、この操作をとる限り、さうすることによつて、この換算の際の爲替相場と損害發生の際の爲替相場との關係により、依然として爲替危険のはいり込む餘地が残されてゐると言へる。殊に、超過額再保險が比例的再保險に比して一般的である今日に於て、この點への考慮は一層必要であらう。尤も、この意味の爲替危険は元受貨幣再保險にのみ特有のものではなく元受貨幣と再保貨幣と異なる場合の再保險に於ても起り得るものではある。併し、元受貨幣再保險方法が爲替危険から完全に獨立し得ないといふことの一つの理由としてこの點に對しても注意が必要である。

最後に吾々が國際的再保險市場の實際を見ると、元受貨幣への固執、即ち、受入れられる或る貨幣表示の保險料をそのままその貨幣にて積立てこれより填補金を支出するといふことが果して行はれてゐるかどうか。例へばロンドンの再保險者が日本の元受保險者より受入れる圓表示の再保險料を、他日の填補金支拂の準備として、

9) Ehrenberg, V., a. a. O., S. 180.; Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 140;
Cruciger, G., a. a. O., S. 61.
11) Cruciger, G., a. a. O., S. 61. 137.

圓のまゝで——日本に於ける代理店または取扱店に——積立て、置くといふ仕方が常に採られてゐるかどうか。甚だ疑問であるといはなければならぬ。また、現に元受保険市場としての我が國の實際について見るも、外貨建元受保険料ですら保険者はこれを當該外貨にて受入れずに圓にて受取つてゐる状態であつて、最初の元受の過程より既に爲替危険の介入餘地を與へてゐる次第である。即ち、私は、元受貨幣への固執といふことが國際的再保險の實際として甚だ困難なのではないか、と考へるのである。

五、總括的批判

以上考察したるところによつて見るに、歴史的には、最初は、國際的再保險の多くは（殊に繼續的再保險に於て）元受貨幣と再保貨幣とを異にし兩貨幣の爲替關係については専らこれを換算率協定に依つてゐた¹⁾。そして、それでゐる殆んど重大な困難を生じなかつた。蓋し、當時はなほ爲替相場の變動がそれ程に著しくなかつたからである。ところが、大戰後諸國に於ける貨幣制度の崩壊に基き爲替相場が異常に激しく變動するに至つて、爲替換算率協定はたゞ元受保険者にのみ不測の爲替危険を課する結果となつてもはや再保險に於ける爲替問題を解決する力をもたなくなつた。そこで、元受保険者たちは再保險を爲替リスクから救ひ出すために争つて元受貨幣再保險の方法を擇び採つたのである。これは、それまでの再保險方法に於て幾多の困難なる問題の中心をなしてゐた支拂再保險金額または填補金額の算定それ自身を爲替變動から獨立たらしめた點に於て、確に大いなる功績であつた。併し、この方法は一方に於ては理論的に見て大なる不備を藏し、他方實際に於ては純乎たる形態にては行は

1) Herrmannsdorfer, F., a. a. O., S. 139.

れ難く、この意味に於て、それは、大に發展し得たとはいへ、なほ爲替危険から完全に自由であり得ず、その功績を可成り減殺せしめてゐるのである。

なほ、かやうな元受貨幣再保險の一般的傾向について特に考慮すべきは、大戦後の諸國が殆んど例外なく貨幣制度の混亂に遭遇したといふことである。蓋し、もし然らずして或る一二の主要經濟國例へばイギリスの如きが確固不動の貨幣制度を維持し得てゐたならば、恐らくこれらの國の再保險者たちはその自國貨幣の鞏固さを恃んで再保險の引受に際して自國貨幣を押しつけ得たであらうし、従つて、そこでは依然として爲替換算率協定による再保險が行はれ、元受貨幣再保險方法をして今日の如く一般的傾向たるを阻んだであらうからである。これは、元來、爲替換算率協定による國際的再保險そのものが諸國貨幣間の勢力の差を前提として發生したることを考へ合はすれば自ら明瞭に理解される筈である。「元受貨幣再保險の傾向」、それも結局に於て諸國貨幣間の勢力均衡の一示標に外ならない。従つて、この貨幣均衡が破れ或る貨幣が他の貨幣群よりも特に勢力を占めることになると、そこには必ず舊形態への逆轉、即ち、「異なる貨幣による再保險」が出現する筈である。それ故、吾々がこゝで元受貨幣再保險に與へた一般的傾向といふ言葉にしても、それはたゞ今日の謂はゞ暫定的なる一般的傾向といふ意味をもつだけに過ぎない。これは特に吾々の注意すべき重要點である。

——昭和十一年十二月二十八日——

2) Froelich, E., Die Transportversicherung und die Krise, Assekuranz-Jahrbuch, Bd. 52. S. 144.